

人事院勧告に基づき職員等の給与を改定

人事院勧告に伴い職員等の給与が改定されました。改正内容は、基本給を平均で0.2%、勤勉手当の支給月数0.1ヶ月分をそれぞれ引き上げるものです。

補正予算

一般会計

主な補正内容は次のとおりです。

歳入では、保育料負担軽減に伴う利用者負担金118万2千円、駐車場整備事業交付金3038万8千円の減額、年金生活者等支援臨時福祉給付金2069万2千円、空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業補助金100万円、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金53万7千円、江差木古内

線改良工事に伴う町有地の土地等売却収入103万円、旧江差線レール等撤去による金属くず不用品売却収入289万5千円を追加するものです。

歳出では、木古内駅西側駐車場整備工事2200万円、人事院勧告に伴う影響分と共済組合負担金等の率の確定に伴う職員給与費1943万円、A L T

(外国語指導助手)帰国に伴う賃金38万円の減額、新たに着任されるA L T誘致負担金18万円、町有施設アスベスト検査委託料72万円、外国人技能実習生の受入に伴う企業振興助成金45万円、臨時福祉給付金1950万円、私立保育所運営委託料200万3千円、被災農業者向け経営体育成支援事業53万7千円、中学校各部活動・大会参加報償費149万3千円を追加するものです。歳入歳出の補正総額

は、1677万円を減額し、49億2290万9千円となりました。

保育料の算定方法が変わりました

子ども・子育て支援法施行令及び同法施行規則の一部改正により、保育料の算定方法が変更され保育料が軽減されます。

【主な変更内容】

○改正前は入園している児童のみカウントし、1人目が満額、2人目が半額、3人目以降は無料でしたが、生計を同じくする小学生以上の子どものもカウントの対象となり、保育料が軽減されます。

○町民税所得割額が5万7千700円未満(ひとり親世帯等7万7千101円未満)の多子世帯の保育料におけるきょうだいの順位(第何子であるか)を決定す

る際に対象となる子どもの年齢制限が撤廃されます。

○町民税所得割額が7万7千101円未満のひとり親世帯等の保育料を第1子半額、第2子以降は無償となります。

臨時福祉給付金が支給されず

現在受付を実施している1人当たり3千円の臨時福祉給付金支給者と同じかたを対象に臨時福祉給付金(経済対策分)が支給されません。

【主な内容】

○支給額は、一人当たり1万5千円

○2月下旬頃に支給対象者に申請書が送付される予定です。

国民健康保険特別会計

人事院勧告及び職員の変動等による人件費の減額などで歳入歳出

の補正総額は、537万8千円を減額し、9億6298万円となりました。

後期高齢者医療特別会計

実績確定に伴う減額などで歳入歳出の補正総額は、67万1千円を減額し、1億6609万8千円となりました。

下水道事業特別会計

人事院勧告による人件費の減額などで歳入歳出の補正総額は、2万3千円を減額し、2億568万8千円となりました。

介護保険事業特別会計

人事院勧告による人件費の減額などで歳入歳出の補正総額は、65万9千円を減額し、6億9355万3千円となりました。

発議案

議会閉会中の所管事務調査項目の承認

議会閉会中の総務・経済常任委員会所管事務調査項目が承認されました。

【まちづくり新幹線課】
・人口減少対策について(継続)

【町民課】

・放課後児童健全育成事業(学童保育)施設の改修状況について

【建設水道課】

・公共施設等総合管理計画について

【病院事業】

・木古内町病院事業改革プランについて
その他緊急を要する課題について